

町内でお買い物や飲食をしようね!



串本町生活支援事業



串本町コミュニティバス
8月1日~10月31日
利用料無料

給付金

手続き不要

8月中旬振込予定

1人 5,000円

国の特別定額給付金(10万円)の口座に振り込みます!

【生活支援給付金】

- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、町民の皆様がマスクや消毒液などを購入する費用や健康管理に必要な費用の一部を支援するために、世帯員お一人あたり5千円の生活支援給付金を支給します。
- 生活支援給付金を**辞退される**世帯の方は、8月3日(月)までに、下記の連絡先までご連絡をお願いします。ご連絡いただいた後、改めて辞退届の案内を郵送させていただきます。
- 4月28日~7月17日の間に出生又は転入された方は申請が必要となるため、対象者に申請書を郵送します。
- 国の給付金を申請されていない方は対象とならないため、希望する方は国の給付金の申請をお願いします。

(問い合わせ先)

串本町役場(企画課) 0735-62-0556 (住民課) 0735-62-0561

後日、「引換券」を郵送します

商品券

1人 5,000円分

町内の郵便局で引換券と商品券を交換します。

【生活支援商品券】

- 令和2年7月17日時点で串本町の住民基本台帳に登録されている方に「引換券」を郵送します。
- 町内の郵便局窓口で「引換券」と「生活支援商品券」(100円券×50枚1セット)を交換します。
※交換時には身分証明書の提示が必要となります。
- 「生活支援商品券」は交換時にお渡しする「取扱店舗一覧表」に記載されている店舗で使用することができます。
※おつりはもらえません。
- 交換期間 令和2年 8月13日~令和2年9月14日
- 使用期限 令和2年12月31日まで

(問い合わせ先)

串本町役場(産業課) 0735-62-0557

